



# 1957/1992 年國際海上貨物運送法 2018 年修正

昭和 32 年 6 月 13 日(1957 年)法律第 172 號  
最後修正：平成 30 年(2018 年) 5 月 25 日

## THE INTERNATIONAL CARRIAGE OF GOODS BY SEA ACT, 1992. as amended by Japanese Commercial Code 2018

### Japan COGSA 2018

#### 1992 年 COGSA 日文版

#### 2018 年 COGSA 日文版

#### 2018 年 COGSA 英文版

#### 2018 年 COGSA 中譯文

國際海上物品運送法  
昭和三十二年六月十三日  
法律第一百七十二號

Act on International Carriage of Goods by  
Sea  
Act No. 172 of June 13, 1957

國際海上物品運送法  
1957 年 6 月 13 日第 172  
號法

#### (適用範圍) 第一條

#### (適用範圍) 第一條

#### (Scope of Application) Article 1

#### 適用範圍 第 1 條

この法律(第二十条の二を除く。)の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

この法律(第十六条を除く。)の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

The provisions of this Act (excluding Article 16) apply to carriage of goods by ships for which the port of loading or port of discharge is located outside Japan, and the provisions of that Article apply to the liability of a carrier and its employee to compensate for damage in tort.

本法規定(除第 16 條外)應適用於裝貨港或卸貨港於日本外之船舶運送，第 16 條適用於運送人及其受雇人之侵權行為損害賠償責任。

#### (定義) 第二條

#### (定義) 第二條

#### (Definitions) Article 2

#### 定義 第 2 條

1.この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

1.この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条に規定する船舶をいう。

1.The term "ship" as used in this Act means a ship prescribed in Article 684 of the Commercial Code (Act No. 48 of 1899).

1.本法之「船舶」係指商法(1899 年第 48 號法)第 684 條規定之船舶。

2.この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者をいう。

2.この法律において「運送人」とは、前条の運送を引き受ける者をいう。

2.The term "carrier" as used in this Act means a person that undertakes the carriage referred to in the preceding Article.

2.本法之「運送人」係指認諾為前條所運送之人。

3.この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する傭船者及び荷送人をいう。

3.この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する者をいう。

3.The term "shipper" as used in this Act means a person that entrusts the carriage referred to in the preceding Article.

3.本法之「託運人」係指委託前條運送之人。

4.この法律において「一計算単位」とは、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一

4.この法律において「一計算単位」とは、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権によ

4.The term one "unit of account" as used in this Act means an amount of money equivalent to one special drawing right, based on the special drawing rights

4.本法之「一記帳單位」係指相當於國際貨幣基金協定第 3 條第 1 項所定義之一特別提款權之



特別引出権に相当する金額をいう。

る一特別引出権に相当する金額をいう。

prescribed in Article 3, paragraph 1 of the Articles of Agreement of the International Monetary Fund.

金額。

**(運送品に関する注意義務) 第三条**

**(運送品に関する注意義務) 第三条**

**(Duty of Care with regard to Goods) Article 3**

**運送人貨物注意義務 第3條**

1. 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。
2. 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基づくものを除く。)により生じた損害には、適用しない。

1. 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。
2. 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基づくものを除く。)により生じた損害には、適用しない。

1. A carrier is liable to compensate for loss or damage with regard to the loss, damage, or delay of goods caused due to the negligence on the part of the carrier or a person employed thereby in exercising due care in the receipt, loading, stowing, carriage, storage, discharge, and delivery of goods.
2. The provisions of the preceding paragraph do not apply to loss or damage arising from an act performed by a master, crew member, pilot, or any other person employed by a carrier in navigating or handling a ship, or from a fire on a ship (excluding a fire caused due to a carrier's intention or negligence).

1. 運送人本人或其使用人於貨物之收受、裝載、堆存、運送、看守、卸載及交付怠於注意所致貨物之滅失、毀損或遲延，運送人應負損害賠償之責任。
2. 船長、船員、引水人或其他運送人之使用人於航行及船舶管理行為或船上失火(因運送人故意或過失者除外)所生之損害，前項規定不適用之。

**第四条**

**第四条**

**Article 4**

**第4條**

1. 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。
2. 運送人は、次の事実があったこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。
  - 一、海上その他可航水域に特有の危険
  - 二、天災
  - 三、戦争、暴動又は内乱
  - 四、海賊行為その他これに準ずる行為
  - 五、裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
  - 六、荷送人若しくは運送品

1. 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。
2. 運送人は、次の事実があったこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。
  - 一、海上その他可航水域に特有の危険
  - 二、天災
  - 三、戦争、暴動又は内乱
  - 四、海賊行為その他これに準ずる行為
  - 五、裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
  - 六、荷送人若しくは運送

1. A carrier may not be released from the liability referred to in the preceding Article unless the carrier proves that the carrier has exercised due care as referred to in that Article.
2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, a carrier is released from the liability referred to in the preceding Article if the carrier proves that any of the following facts exists and that the loss or damage with regard to the goods is one that should have normally arisen from that fact; provided, however, that this does not apply if it is proved that the carrier could have avoided the loss or damage if it had exercised due care as referred to in the preceding Article but did not do so:
  - (i) an inherent danger at sea or in any other navigable water area;
  - (ii) a natural disaster;
  - (iii) a war, riot, or insurrection;
  - (iv) an act of piracy or any other equivalent act;
  - (v) a seizure by a judicial decision, restrictions in quarantine, or any other disposition by public authority;
  - (vi) an act of a shipper or the owner of

1. 運送人未證明其已善盡前條注意義務，不得免除前條之責任。
2. 運送人證明有下列事實及貨物毀損應為該事實之一般結果所致時，既使有前項規定，運送人仍得免除前條責任。但經證明該毀損於運送人盡前條注意義務即可避免而未盡注意義務者，不在此限：
  - (i) 海上或其他航行水道之風險；
  - (ii) 天災；
  - (iii) 戰爭行為、暴動或民變；
  - (iv) 海盜行為及其他準海盜之行為；
  - (v) 裁判上之扣押、檢疫限制及其他依公權力之處分；
  - (vi) 託運人或貨物所有



<p>の所有者又はその使用する者の行為</p> <p>七、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為</p> <p>八、海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路若しくはその他の正当な理由に基づく離路</p> <p>九、運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥</p> <p>十、運送品の荷造又は記号の表示の不完全</p> <p>十一、起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥</p> <p>3.前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。</p>	<p>品の所有者又はその使用する者の行為</p> <p>七、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為</p> <p>八、海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路若しくはその他の正当な理由に基づく離路</p> <p>九、運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥</p> <p>十、運送品の荷造又は記号の表示の不完全</p> <p>十一、起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥</p> <p>3.前項の規定は、舊法第七百六十条の規定の適用を妨げない。</p>	<p>goods, or a person employed thereby;</p> <p>(vii)a strike, lockout, shutdown, or any other act of dispute;</p> <p>(viii)an act of saving life or property at sea or deviation to perform such act, or any other reasonable deviation;</p> <p>(ix)a special nature of or hidden defects in goods;</p> <p>(x)insufficient packaging or indication of marks of goods; and</p> <p>(xi)hidden defects in a crane or any other equivalent facility.</p> <p>3.The provisions of the preceding paragraph do not preclude the application of Article 760 of the Commercial Code.</p>	<p>人或其使用人之行為。</p> <p>(vii)罷工、停工、閉廠或其他勞工爭議行為；</p> <p>(viii)海上救助或意圖海上救助人命或財產，或其他正當理由之偏航；</p> <p>(ix)貨物之特殊性或固有瑕疵；</p> <p>(x)貨物包裝不固或標誌不足或不符；</p> <p>(xi)起重機或其他類似設施之隱有瑕疵。</p> <p>3.前項規定不妨礙舊法第七百六十條規定之適用。</p>
---	---	--	---

<p><b>(航海に堪える能力に関する注意義務)</b> 第五條</p>	<p><b>(航海に堪える能力に関する注意義務)</b> 第五條</p>	<p><b>(Duty of Care for Seaworthiness)</b> <b>Article 5</b></p>	<p><b>船舶適航能力之注意義務</b> 第 5 條</p>
--	--	---	-------------------------------------

<p>1.運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。</p> <p>一、船舶を航海に堪える状態におくこと。</p> <p>二、船員を乗組ませ、船舶を購装し、及び需品を補給すること。</p> <p>三、船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。</p> <p>2.運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免れることができない。</p>	<p>運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一、船舶を航海に堪える状態に置くこと。</p> <p>二、船員の乗組み、船舶の購装及び需品の補給を適切に行うこと。</p> <p>三、船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。</p>	<p>A carrier is liable to compensate for loss or damage with regard to the loss, damage, or delay of goods caused due to the failure to satisfy the following requirements at the time of the departure of the ship; provided, however, that this does not apply if the carrier proves that the carrier and a person employed thereby did not neglect to exercise due care in satisfying the requirements at that time:</p> <p>(i)making the ship seaworthy;</p> <p>(ii)properly manning, equipping, and supplying the ship; and</p> <p>(iii)making the holds, refrigerating and cool chambers, and all other parts of the ship in which goods are carried, fit and safe for their receipt, carriage and preservation.</p>	<p>運送人於發航時因欠缺下列事項所致生之貨物滅失、毀損及遲延，負損害賠償責任。但運送人能證明其本人或其使用人當時未怠於下列事項之注意義務，不在此限：</p> <p>(i)使船舶具適航能力之狀態。</p> <p>(ii)配置適當的船員、船舶購裝及必需品之補給及供應。</p> <p>(iii)船艙、冷藏室及其他供載運貨物的處所適於貨物之受載、運送及保存。</p>
---	--	--	---

**(船荷証券の交付義務)**  
第六條

1.運送人、船長又は運送人の



代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2. 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

### (船荷証券の作成) 第七条

1. 船荷証券には、次の事項(受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。)を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。
  - 一、運送品の種類
  - 二、運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
  - 三、外部から認められる運送品の状態
  - 四、荷送人の氏名又は商号
  - 五、荷受人の氏名又は商号
  - 六、運送人の氏名又は商号
  - 七、船舶の名称及び国籍
  - 八、船積港及び船積の年月日
  - 九、陸揚港
  - 十、運送賃
  - 十一、数通の船荷証券を作つたときは、その数
  - 十二、作成地及び作成の年月日
2. 受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。



**(荷送人の通告)**  
**第八条**

1. 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。
2. 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。
3. 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

**(船荷証券の不実記載)**  
**第九条**

運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

**(準用規定)**  
**第十条**

商法第五百七十三条 から第五百七十五条 まで、第五百八十四条及び第七百七十条から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

**(危険物の処分)**  
**第十一条**

1. 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。
2. 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

**(危険物の処分)**  
**第六条**

1. 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、いつでも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。
2. 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

**(Handling of Dangerous Goods)**  
**Article 6**

1. Goods of an inflammable, explosive or otherwise dangerous nature of which a carrier, master, and an agent of a carrier had no knowledge at the time of loading may be discharged, destroyed or rendered innocuous at any time.
2. The provisions of the preceding paragraph do not preclude a carrier from claiming compensation against a shipper for loss or damage.

**危險品之處置**  
**第 6 條**

1. 貨物具有易燃性、易爆性或其他危險性，而為運送人、船長或運送人之代理人於裝船時所不知悉者，運送人得隨時將其卸載、毀滅或使之無害。
2. 前項規定不妨礙運送人對託運人之損害賠償請求之權利。



- |   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>3.引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。</p> <p>4.運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。</p> | <p>3.引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。</p> <p>4.運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責任を負わない。</p> | <p>3.Goods of an inflammable, explosive or otherwise dangerous nature of which a carrier, master, and an agent of a carrier had knowledge at the time of loading may be discharged, destroyed, or rendered innocuous when the goods are likely to harm the ship or cargo.</p> <p>4.A carrier is not liable to compensate for loss or damage caused to the goods due to the handling referred to in paragraph 1 or the preceding paragraph.</p> | <p>3.貨物具有易燃性、易爆性或危險性，而為運送人、船長或運送人之代理人於裝船當時已知悉者，如對船舶或貨載有危險之虞時，得將其卸載、毀滅，或使之無害。</p> <p>4.運送人依第 1 項或前項所為處置所致貨物之損害，運送人不負賠償責任。</p> |
|---|--|--|--|

**(荷受人等の通知義務)  
第十二条**

**(荷受人等の通知義務)  
第七条**

**(Consignee's Obligation to Notify)  
Article 7**

**受貨人等之通知義務  
第 7 條**

- |   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>1.荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。</p> <p>2.前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。</p> <p>3.前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。</p> <p>4.運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人は、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。</p> | <p>1.荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。</p> <p>2.前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。</p> <p>3.前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。</p> <p>4.運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人は、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。</p> | <p>1.If goods are partially lost or damaged, a consignee or the holder of a bill of lading must, at the time of receipt, issue notice in writing to the carrier with regard to the overview of the loss or damage; provided, however, that if the loss or damage is one that cannot be immediately discovered, it is sufficient to issue said notice within three days from the date of receipt.</p> <p>2.If notice referred to in the preceding paragraph is not issued, it is presumed that the goods are delivered without any loss or damage.</p> <p>3.The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the condition of the goods is confirmed at the time of delivery with the attendance of the parties.</p> <p>4.If the goods are suspected of being lost or damaged, the carrier and the shipper or the holder of a bill of lading must provide each other with accommodation necessary to inspect the goods.</p> | <p>1.貨物一部滅失或毀損時，受貨人或載貨證券持有人於受領貨物時，應將滅失或毀損之概況，以書面通知運送人。但滅失或毀損無法立即發現者，應於受領之日起三日內為此通知。</p> <p>2.未依前項通知者，推定貨物於交付時無滅失或毀損。</p> <p>3.貨物交付時，經當事人會合確認時，前二項規定不適用。</p> <p>4.貨物之滅失或毀損有疑義時，運送人、受貨人或載貨證券持有人相互間，應給予檢查貨物之必要便利。</p> |
|---|---|--|--|

**(損害賠償の額)  
第十二条の二**

**(損害賠償の額)  
第八条**

**(Amount of Compensation for Loss or Damage)  
Article 8**

**滅失或毀損之賠償金額  
第 8 條**

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>1.運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(商品取引所の相場のある物品については、その相場)によつて定</p> | <p>1.運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場がある物品については、その相場)によつて定</p> | <p>1.The amount of compensation for loss or damage with regard to goods is determined by the market price of the goods (or by the quotations if there are quotations on an exchange of the goods) at the place and time at which the goods</p> | <p>1.貨物之損害賠償金額依貨物應卸載地時之市場價格(依有交易價格之貨物，依此價格)定之。但如無該市場價格，則依卸載地時同種類同品</p> |
|--|--|--|--|



める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2. 商法第五百八十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2. 商法第五百七十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

should be discharged; provided, however, that if there is no market price, it is determined by the normal price of goods of the same type and with the same quality at that place and time.

2. The provisions of Article 576, paragraph 2 of the Commercial Code apply mutatis mutandis to the case referred to in the preceding paragraph.

質之貨品一般價格確定之。

2. 商法典第 576 條第 2 項規定，於前項規定情況，準用之。

### (責任の限度) 第十三条

1. 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

一、計算単位の六百六十六・六七倍の金額

二、滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

2. 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。

3. 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

4. 運送品に関する運送人の使用する者の責任が、第二十条の二第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用する者が損害を賠償したときは、前三項の規定によ

### (責任の限度) 第九条

1. 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

一、滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

二、前号の運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

2. 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。

3. 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

4. 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第十六条第三項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による

### (Liability Limits) Article 9

1. The liability of a carrier with regard to goods is limited to the larger of the following amounts:

(i) an amount calculated by multiplying the number of packages or units of the goods lost, damaged or delayed, by 666.67 units of account; or

(ii) an amount calculated by multiplying the total weight of the goods referred to in the preceding item by two units of account, per kilogram.

2. The unit of account referred to in the items of the preceding paragraph is the last one publicized on the date on which the carrier compensates for the loss or damage with regard to the goods.

3. If goods are carried using containers, pallets, or any other similar transport tools (hereinafter referred to as "containers, etc." in this paragraph), with regard to the application of the provisions of paragraph 1, the number of containers, etc. is deemed to be the number of packages or units of the goods, except when the number of packages or units of the goods or the volume or weight of the goods is entered in a bill of lading or sea waybill.

4. If the liability of an employee of a carrier with regard to the goods is reduced pursuant to the provisions of Article 16, paragraph 3 to the extent that the carrier's liability is reduced pursuant to the provisions of the preceding three paragraphs as applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 1 of that Article, and the carrier's employee compensates for loss or damage, the carrier's liability

### 責任限制 第 9 條

1. 運送人有關貨物之責任，以下列兩款金額較高者為限：

(i) 滅失、毀損或遲延之貨物之包裝件數或單位乘以 666.67 計算單位所得之金額；

(ii) 前款貨物之毛重，每公斤 2 記帳單位所得之金額。

2. 前項各款規定之記帳單位依運送人貨物損害賠償之日最後發佈之數額。

3. 貨物以貨櫃、墊板或其他類似運輸載具(本項以下稱「貨櫃等」)運送，適用第 1 項規定時，除貨物包裝或個品數量、材積或重量已載明於載貨證券或海運單外，貨櫃等之數量視為貨物包裝或單位之數量。

4. 運送人之受雇人之貨物責任，依第 16 條第 3 項之規定，於同條第 1 項準用第 3 項規定，運送人得減輕責任限度內減輕責任，且運送人之受雇人已支付損害賠償額時，依前 3 項規定之運送人責任額應扣除該數額。



る運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

5. 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
6. 前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。
7. 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
8. 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

5. 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
6. 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。
7. 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
8. 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

with regard to the goods under the provisions of the preceding three paragraphs is further reduced up to the amount compensated for by the carrier's employee.

- (5) The provisions of the preceding paragraphs do not apply if the type and value of the goods are entered in a bill of lading, on condition that the shipper notifies a carrier of the type and value at the time of entrustment of carriage, and that the bill of lading is delivered thereto.
- (6) In the case referred to in the preceding paragraph, if the shipper intentionally notifies a carrier of a value that is significantly higher than the real value of the goods, the carrier is not liable for loss or damage with regard to the goods.
- (7) In the case referred to in paragraph (5), if the shipper intentionally notifies a carrier of a value that is significantly lower than the real value of the goods, that value is deemed to be the value of the goods in connection with the loss or damage with regard to the goods.
- (8) The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the carrier has knowledge of the real value of the goods.

(5) 託運人委託運送時、業已聲明貨物之種類及價額、並載明於已簽發之載貨證券時、前數項規定不適用。

(6) 於前項規定之情況下、如託運人故意高報價額時、運送人不負貨物損害賠償之責任。

(7) 於第 5 項之情況下、如託運人故意低報價額時、有關貨物之損害、該聲明之價額視為貨物之價額。

(8) 前二項規定、運送人惡意時、不適用之。

**(損害賠償の額及び責任の限度の特例)  
第十三条之二**

運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二条の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。

**(損害賠償の額及び責任の限度の特例)  
第十条**

運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第八條及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責任を負う。

**(Special Provisions for Amount of Compensation and Liability Limits)  
Article 10**

Notwithstanding the provisions of Article 8 and paragraphs 1 through 4 of the preceding Article, if the loss or damage with regard to goods has resulted from an act of a carrier done with intent to cause loss or damage, or recklessly and with knowledge that loss or damage would probably result, the carrier is liable to compensate for all loss or damage.

**損害賠償金額及責任限度之除外  
第 10 條**

既使有第 8 條及前條第 1 至 4 項之規定、如貨物之損害係因運送人故意或明知可能發生而魯莽使其發生時、運送人應負責一切損害賠償之責。

**第十四条(責任の消滅)**

1. 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には、引き渡されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。
2. 前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に





限り、合意により、延長することができる。

3. 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三者との合意により延長された場合にあっては、その延長後の期間)が満了した後にあつても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

**(特約禁止)  
第十五条**

1. 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。
2. 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。
3. 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。
4. 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。

**(特約禁止)  
第十一条**

1. 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。
2. 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。
3. 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。
4. 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。

**(Prohibition of Special Agreement)  
Article 11**

1. Any special agreement that is incompatible with the provisions of Articles 3 through 5 or Article 7 through the preceding Article of this Act or the provisions of Article 585, 759, or 760 of the Commercial Code, and disadvantageous to a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading is void. The same applies to a contract for transferring the rights arising from an insurance contract for goods to a carrier, or any other similar contract.
2. The provisions of the preceding paragraph do not preclude any special agreement that is disadvantageous to a carrier. In this case, a shipper may demand that the special agreement be entered in a bill of lading.
3. The provisions of paragraph 1 do not apply to any loss or damage arising from a fact that arises before the loading or after the discharge of the goods.
4. If a special agreement referred to in paragraph 1 is made with regard to the loss or damage referred to in the preceding paragraph, and the special agreement is not entered in a bill of lading, a carrier may not assert the special agreement against the holder of the bill of lading.

**特約之禁止  
第 11 條**

1. 任何違反第 3 至第 5 條或商法第 585、759 或 760 之規定，為不利於託運人、受貨人或載貨證券之持有人之約定，不生效力。貨物保險契約利益歸於運送人或類似之約定亦無效。
2. 前項規定不妨礙對運送人更不利之約定。於此情況下，託運人得請求應於載貨證券上載明該約定。
3. 第 1 項規定，於貨物裝載前或卸載後之事實所生之毀損，不適用之。
4. 前項損害有第 1 項之約定，但該約定未載明於載貨證券時，運送人不得以此約定對抗載貨證券持有人。



(特約禁止の特例)

第十六条

前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

(特約禁止の特例)

第十二条

前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

(Special Provisions for Prohibition of Special Agreement)  
Article 12

The provisions of paragraph 1 of the preceding Article do not apply if the whole or part of a ship is the subject matter of a contract of carriage; provided, however, that this does not apply to the relationship between a carrier and the holder of a bill of lading.

特約條款禁止

第 12 條

前條第 1 項規定，於以船舶之全部或一部作為運送契約目的時，不適用之。但運送人與載貨證券持有人間之關係，不在此限。

第十七条

前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十三条

前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

Article 13

The provisions of the preceding Article apply mutatis mutandis to a carriage for which it is found to be appropriate to release a carrier from the liability with regard to the goods or reduce such liability of a carrier due to the special nature or condition of the goods or the special circumstances where the carriage is conducted.

第 13 條

前條規定，於因貨物之特殊性質或狀態，或者運送時之特別情勢，而免除或減輕運送人之貨物責任，且被認定為適當之運送時，準用之。

第十八条

- 1.第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。
- 2.前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもって船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

第十四条

- 1.第十一条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。
- 2.前項の運送につき第十一条第三項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもって船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、同様とする。

Article 14

- 1.The provisions of Article 11, paragraph 1 do not apply to a carriage of live animals or carriage of goods loaded on the deck.
- 2.If a special agreement referred to in Article 11, paragraph 1 is made with regard to the carriage referred to in the preceding paragraph, and the special agreement is not entered in a bill of lading, a carrier may not assert the special agreement against the holder of the bill of lading. The same applies to a carriage of goods loaded on the deck if this is not entered in a bill of lading.

第 14 條

- 1.第 11 條第 1 項規定，於活動物或甲板貨物之運送，不適用之。
- 2.前項運送有第 11 條第 1 項之約定，該約定未載明於載貨證券上時，運送人不得以此約定對抗載貨證券持有人。甲板裝載之運送，未將此載明於載貨證券時，亦同。

(船舶先取特権)

第十九条

- 1.船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。



- 2.前項の先取特権は、商法第  
八百四十二条第八号の先  
取特権に次ぐ。
- 3.商法第八百四十四条第二項  
及び第三項、第八百四十  
五条、第八百四十六条、第  
八百四十七条第一項並び  
に第八百四十九条の規定  
は、第一項の先取特権に準  
用する。

**(商法の適用等)**  
**第二十条**

- 1.第一条の運送には、商法第  
七百三十八条、第七百三  
十九条、第七百五十九条及  
び第七百六十六条から第  
七百七十六条までの規定  
を除く外、同法を適用す  
る。
- 2.商法第五百七十六条、第五  
百七十八条、第五百七十九  
条、第五百八十二条及び第  
五百八十三条の規定は、第  
一条の運送に準用する。

**(商法の適用)**  
**第十五条**

- 1.第一条の運送には、商法第  
五百七十五条、第五百七  
十六条、第五百八十四条、第  
五百八十七条、第五百八  
十八条、第七百三十九条第一  
項(同法第七百五十六条第  
一項において準用する場  
合を含む。)及び第二項、第  
七百五十六条第二項並び  
に第七百六十九条の規定  
を除き、同法第二編第八章  
第二節及び第三編第三章  
の規定を適用する。

**(Application of the Commercial Code)**  
**Article 15**

With regard to the carriage referred to in Article 1, the provisions of Part II, Chapter VIII, Section 2, and Part III, Chapter III of the Commercial Code apply, except for the provisions of Article 575, Article 576, Article 584, Article 587, Article 588, Article 739, paragraph 1 (including as applied mutatis mutandis pursuant to Article 756, paragraph 1 of that Code) and paragraph 2, Article 756, paragraph 2, and Article 769 of that Code.

**商法典等之適用**  
**第 15 條**

除商法第 575、576、584、587、588、739 條第 1 項(包括於同法第 756 條第 1 項準用時)及第 2 項、756 條第 2 項及 769 條之規定外、同法第二編第八章第二節及第三編第三章之規定、於第 1 條之運送、適用之。

**(運送人等の不法行為責任)**  
**第二十条の二**

- 1.第三条第二項、第十一条第  
四項及び第十二条の二か  
ら第十四条まで並びに前  
条第二項において準用す  
る商法第五百七十八条の  
規定は、運送品に関する運  
送人の荷送人、荷受人又は  
船荷証券所持人に対する  
不法行為による損害賠償  
の責任に準用する。この場  
合において、第三条第二項  
中「前項」とあるのは、「民  
法(明治二十九年法律第  
八十九号)第七百十五条第  
一項 本文及び商法第六百  
九十条(同法第七百四  
条第一項の規定により船舶  
賃借人が船舶所有者と同一  
の権利義務を有すること  
とされる場合を含む。)」  
と読み替えるものとする。
- 2.前項の規定により運送品に  
関する運送人の責任が免  
除され、又は軽減される場  
合には、その責任が免除さ  
れ、又は軽減される限度に  
おいて、当該運送品に関す

**(運送人等の不法行為責任)**  
**第十六条**

- 1.第三条第二項、第六条第  
四項及び第八条から第十  
条まで並びに商法第五百  
七十七条及び第五百八十  
五条の規定は、運送品に  
関する運送人の荷送人、  
荷受人又は船荷証券所持  
人に対する不法行為によ  
る損害賠償の責任に準用  
する。この場合において、  
第三条第二項中「前  
項」とあるのは、「民法(明  
治二十九年法律第八十九  
号)第七百十五条第一項  
本文及び商法第六百九十  
条(同法第七百三条第一  
項の規定により船舶賃借  
人が船舶所有者と同一の  
権利義務を有することと  
される場合を含む。)」と  
読み替えるものとする。
- 2.前項の規定は、荷受人が  
あらかじめ荷送人の委託  
による運送を拒んでいた  
にもかかわらず荷送人か  
ら運送を引き受けた運送  
人の荷受人に対する責任

**(Tort Liability of Carrier)**  
**Article 16**

- 1.The provisions of Article 3, paragraph 2, Article 6, paragraph 4, and Articles 8 through 10 of this Act and Articles 577 and 585 of the Commercial Code apply mutatis mutandis to the liability of a carrier toward a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading to compensate for damage in tort with regard to goods. In this case, the term "the preceding paragraph" in Article 3, paragraph 2 is deemed to be replaced with "the main clause of Article 715, paragraph 1 of the Civil Code (Act No. 89 of 1896) and Article 690 of the Commercial Code (including the case where a ship lessee is deemed to have the same rights and obligations as the shipowner pursuant to the provisions of Article 703, paragraph 1 of the Commercial Code)."
- 2.The provisions of the preceding paragraph do not apply to the liability of a carrier toward a consignee if the carrier undertakes carriage of goods from a shipper, notwithstanding that the consignee has in advance refused

**運送人等侵權行為責任**  
**第 17 條**

- 1.第 3 條第 2 項、第 6 條  
第 4 項、第 8 條至第 10  
條、以及商法地 577 條  
及第 580 條之規定、於  
運送人對於託運人、受  
貨人或載貨證券持有人  
之侵權行為責任、準用  
之。第 3 條第 2 項之『前  
項』以『民法(1896 年第  
89 號法)第 715 條第 1 項  
本文及商法第 690 條(包  
括依同法第 703 條第 1  
項之規定、船舶租備船  
人與船舶所有人有同一  
權利義務時)』取代之。
- 2.前項規定、於儘管受貨  
人事先拒絕託運人委託  
之運送、仍接受託運人  
委託運送之運送人對受  
貨人之責任、不適用。



る運送人の使用する者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

3. 第四条第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五条の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四条第二項中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「商法第七百五条」と、「前条」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

4. 第十三条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の使用する者の責任に準用する。

5. 前三項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用する者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

には、適用しない。

3. 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

4. 第九条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の被用者の責任に準用する。

5. 前二項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の被用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

carriage of goods on entrustment by the shipper.

3. If a carrier is granted release from or reduction of the liability with regard to goods pursuant to the provisions of paragraph 1, an employee of the carrier is also granted release from or reduction of the liability toward a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading to compensate for damage in tort with regard to the goods, to the extent of the release from or reduction of the carrier's liability.

4. The provisions of Article 9, paragraph 4 apply mutatis mutandis to the liability of an employee of a carrier with regard to goods if the carrier compensates for loss or damage in the case where the carrier's liability with regard to goods is reduced pursuant to paragraphs 1 through 3 of that Article (including as applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 1 of this Article).

5. The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the loss or damage with regard to goods resulted from an act of an employee of a carrier done with intent to cause loss or damage, or recklessly and with knowledge that loss or damage would probably result.

3. 依第 1 項規定，免除或減輕運送人之貨物責任時，運送人之受雇人對託運人、受貨人或載貨證券持有人有關貨物毀損之侵權行為責任，於該免除或減輕之範圍內，同予免除或減輕。

4. 第 9 條第 4 項之規定，於運送人之貨損責任依同條第 1 項至第 3 項規定(包括於第 1 項準用之情況)為減輕，而運送人業已賠償時，運送人之受雇人之責任，準用之。

5. 前兩項之規定，於貨物損害係因運送人之使用人之故意或明知可能發生而魯莽使其發生者，不適用之。

**(郵便物の運送)  
第二十一条**

この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

**(郵便物の運送)  
第十七条**

この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

**(Carriage of Postal Items)  
Article 17**

This Act does not apply to a carriage of postal items.

**郵件寄送  
第 17 條**

本法不適用於郵件之寄送。

**附 則**

1. この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(効力を生ずる日 = 昭和三十三年一月一日)

**Supplementary Provisions**

1. This Act comes into effect as of the date on which the International Convention for the Unification of Certain Rules of Law relating to Bills of Lading signed in Brussels on August 25, 1924, takes effect in Japan.  
(Effective date: January 1, 1958)

**附則**

1. 本法自 1924 年 8 月 25 日於布魯塞爾簽署的統一某些載貨證券規則國際公約對日本生效之日起生效。  
(生效日期為 1933 年 1 月 1 日)



- |                                      |   |                         |
|--------------------------------------|---|-------------------------|
| 2. この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。 | 2. This Act does not apply to a contract of carriage concluded before this Act comes into effect. | 2. 本法施行前所訂定の運送契約，不適用本法。 |
|--------------------------------------|---|-------------------------|

**附 則**

(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)(抄)

**Supplementary Provisions**

[Act No. 94 of December 27, 1975 Extract][Extract]

**附則**

(1975年12月27日第94號法)(摘録)

(施行期日等)

1. この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(効力を生ずる日=昭和五一年九月一日)

(Effective date)

1. This Act comes into effect as of the date on which the International Convention relating to the Limitation of the Liability of Owners of Sea-going Ship takes effect in Japan.

(Effective date: September 1, 1976)

生效日期等

1. 本法自海船船舶所有人責任限制國際公約對日本生效之日起生效。

(生效日期為 1981 年 9 月 1 日)

2. この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

2. This Act does not apply to claims based on the loss or damage arising from an accident that has occurred before this Act comes into effect, and prior laws continue to govern claims arising before this Act comes into effect and claims based on loss or damage that arises after this Act comes into effect from an accident that has occurred before this Act comes into effect.

2. 因本法施行前發生之事故所造成之損害賠償，不適用本法，但本法施行前發生之求償及本法施行前所生之事故所引起之求償，適用本法，本法實施後之損害賠償，仍適用前項規定。

**附 則**

(平成四年六月三日法律第六九号)

**附 則**

(平成四年六月三日法律第六十九号)

**Supplementary Provisions**

[Act No. 69 of June 3, 1992]

**附則**

(1992年6月3日第69號法)

1. この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

1. この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(効力を生ずる日=平成五年六月一日)

1. This Act comes into effect as of the date on which the Protocol Amending the International Convention for the Unification of Certain Rules of Law relating to Bills of Lading, August 25, 1924, as amended by the Protocol of February 23, 1968, takes effect in Japan.

(Effective date: June 1, 1993)

1. 本法於 1924 年 8 月 25 日統一某些載貨證券規則公約之 1968 年 2 月 23 日修正議定書對日本生效之日起生效。

(生效日期為 1993 年 6 月 1 日)

2. この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に関しては、なお従前の例による。

2. この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に関しては、なお従前の例による。

2. Prior laws continue to govern contracts of carriage concluded before this Act comes into effect and the liability of carriers and their employees to compensate for damage in tort with regard to goods under these contracts of carriage.

2. 本法施行前所訂定の運送契約及依該契約所運送の貨物，運送人及其受雇人因侵權行為所生之損害賠償責任，仍適用前項規定。

**附 則**

(平成三十年五月二十五日法律第二十九号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条

**Supplementary Provisions**

[Act No. 29 of May 25, 2018 Extract][Extract]

(Effective date)

Article 1 This Act comes into effect as of the day specified by Cabinet Order within a period not exceeding one year from the date of promulgation; provided, however, that the provisions of Articles 50 and 52 of

**附則**

(2018年5月25日第29號法)(摘録)

(生效日)

第 1 條 本法自公布日起一年內依內閣命令所指定之日起實施。但附則第 50 及 52 條之規定，自公布日起實施。



及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(船舶先取特権に関する経過措置)

第十六条施行日前に船舶(製造中の船舶を含む。)、その属具及び受領していない運送賃に関し国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第二条第十二号に規定する強制換価手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続が開始された場合における旧商法第八百四十二条の先取特権又は第二条の規定による改正前の国際海上物品運送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

the Supplementary Provisions come into effect as of the date of promulgation.

(Transitional Measures Concerning Statutory Lien on Ship)

Article 16 Prior laws continue to govern the effects and order of priority of the statutory liens referred to in Article 842 of the former Commercial Code or the statutory liens referred to in Article 19, paragraph 1 of the Act on International Carriage of Goods by Sea prior to amendment by the provisions of Article 2 in cases where the compulsory selling-out procedure prescribed in Article 2, item (xii) of the National Tax Collection Act (Act No. 147 of 1959), rehabilitation proceedings, reorganization proceedings, or special liquidation proceedings commence before the effective date with regard to ships (including ships under construction) and their equipment, and goods yet to be received.

(Delegation to Cabinet Order)

Article 52 Beyond what is provided for in these Supplementary Provisions, Cabinet Order prescribes necessary transitional measures concerning the enforcement of this Act.

(有關船舶法定留置權之過渡措施)

第16條 國稅徵收法(1959年第147號法)第2條、第2條規定船舶(包括建造中的船舶)及其財務及於實施日前尚未收取的運費。舊商法第842條所規定之修訂或第2條規定之留置權於第12款規定之強制出售程序、復原程序、重整程序或特別清算程序啟動時。第19條第1項規定之留置權之效力及順序仍依先前規定為執行。

(內閣命令之授權)

第52條 除本附則規定外，本法實施所需之過度措施，依內閣命令規定。